

宮本 徹



新型コロナウイルス対策 自粛と補償はセツトでー!

新型コロナウイルスから、命と健康、暮らしと雇用・営業を守るために、みなさんの要望をもとに、厚生労働委員会、決算行政監視委員会で、政府への提言を続けています。

また、タクシー会社の大量解雇をとりあげ、指導を要求しました。

住宅確保給付金の対象拡大

：家賃が払えないということ
で新たに住まいを失う方が出ないように、住宅確保給付金を拡充するよう提案。政府は「現在検討を進めている」と答弁。その後、事務連絡で、離職者という要件がはずされ、収入減やフリーランスなど支給対象の拡大が行われました。

就学援助、収入急減世帯も

対象に：就学援助について

計急変の場合に対象とする制度がない自治体があると指摘

全自治体で制度をもつけ、全世帯に新型コロナウイルスの影響で家計急変の場合は就学援助が利用できるよう周知すべきだと提案しました。萩生田文科相は「直近の収入状況で申請ができるような柔軟な対応事例を各自治体にしっかりと示すとともに、申請する側の保護者

への周知も徹底されるよう働きかけたい」と答弁。

学校休校、医療従事者や困難かかえる家庭の子どもの居場所づくりが「ガイドライン」

に：「緊急事態宣言が出されるような状況でも、医療従事者をはじめ、国民生活の維持のために働き続けなければなら

らない人たちがいる」と指摘し、子どもたちの学校受け入れを提案。萩生田文科相は「しっかりと対策を講じた」と答弁。7日、文科省はガイドラインを改定、学校で

の子どもの居場所の確保について、医療従事者やひとり親家庭、子どもに障害のあるケースなどの検討を促しています。

緊急事態宣言の欠陥

休業手当支払いの義務がなくなる!?

緊急事態宣言について、営業停止の要請・指示がされた場合、「労働基準法上、不可抗力として休業するものであれば、使用者に休業手当支払い義務は生じないと考えられる」と労働基準局長は説明。

私は、支払いが義務でなくなれば、労働者にとって賃金の補償がなくなってしまうと主張。「国が責任をもって賃金を補償するべき」と要求。
加藤勝信厚労相は「支払い義務があるか否かは個別の判断。義務がない場合も、雇用金を利用してもらうべくお願いする」と答弁。

限られる補償所得減に不安

7日付「東京新聞」でも報道されました。

医療体制への支援を…安倍首相

に対して、政府の責任で、N95マスクやガウンなど個人防護具を全力で医療現場に供給し続けること、医療関係者に特別な手当てをどんとだし、潜在医師・潜在看護師に復職を大胆によびかけること、病床確保・軽症者の宿泊施設確保の財政支援の抜本的な引き上げ、「発熱外来」の設置と支援、保健所の体制・検査の体制の抜本的強化、これらのための予算の大幅な拡充を求めました。

病床確保で赤字にならない措置

を…国が示した感染者患者用の病室確保のお金は、1ベットに1万6190円。ベットをフル活用している状態からすると、病院側は減収となってしまいます。

コロナ対策で協力した病院が赤字にならないようしっかりと対応するよう求めました。

マスク・消毒液の確保を…医療

介護、児童福祉などの現場でマスク・消毒液不足が深刻です。優先的に医療・介護・児童福祉などの現場に確保されるよう求めています。質問後、消毒液についても、

優先供給の通知が出ました。

医療、介護、障害者福祉を崩壊

させないために、新型コロナウイルスの影響による減収分は補填を…病院では受診抑制が広がり、介護の通所サービス（デイサービス）や障害者の就労継続支援事業所、障害のある児童・生徒が通う放課後デイなどで、感染の不安から利用者が減っています。収入減が続けば、医療・介護・障害者福祉の事業所がもぢません。減収分を補填する措置を強く求めています。

障害者福祉施設、感染への不安

から利用者の一時帰宅、一時在宅の場合には減収にならないよう、さらなる柔軟な対応を…政府は、放課後デイサービスを欠席した子どもに電話対応することで、通所と同額の報酬を算定する通知を出しています。私は、自治体によっては、デイ施設に、普段の支援を家庭に代替するよう求めさせるなど、国の指針より高いハードルを設けていると指摘。政府は、「家庭内で実施が困難と思われる高度なことを課すことを求めるものではない」と述べ、自治体に改めて

周知する考えを示しました。

フリーランスへの補償…一斉

学校休校で仕事を休む場合、雇用者に加え、フリーランス等への補償も必要」と追及。安倍首相は「雇用調整助成金制度の拡充・補完を含めて検討を進める」と述べました。しかし、その後、できた制度は1日4千百円の補償。きの支援の拡充を求めました。

わめて不十分です。

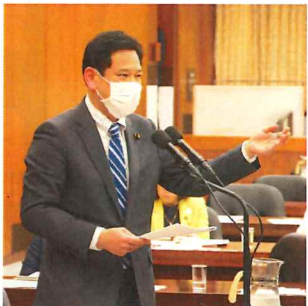
学童・放課後デイへの支援…赤

高齢者雇用のフリーランス化法に反対

65〜70歳の就業確保措置を企業の努力義務とし、その際、雇用契約からフリーランスや個人事業主としての委託契約などへの切り替えも可能とする法律が、国会で成立。

日本共産党はこの法律について、「労働時間の規制や最低賃金の保障、有給休暇、労災保険の適用がない不安定で無権利な働き方を広げる」との立場から反対しました。

委員会討論の中で私は、「現に、雇用から個人請負に切り替えられ生活に窮する実態や、契約の改善を求めて声を上げれば生活が立ち行



かなくなるような不利益を被る実態すら起きている。労使合意は歯止めにならないことが参考人質疑で明らかになった」と強調するとともに、「65歳以下にも非雇用（雇用による働き方）を広げる一穴になりかねない。65〜70歳への努力義務も『雇用の確保』とすべきだ」と主張しました。